

平成28年第4回葛城市議会定例会会議録（第5日目）

1. 開会及び閉会 平成28年12月21日 午前10時00分 開会
午後 0時48分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	山本英樹	2番	内野悦子
3番	川村優子	4番	西川朗
5番	増田順弘	6番	岡本吉司
7番	朝岡佐一郎	8番	西井覚
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	欠員	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	教育長	杉澤茂二
総合政策企画監	本田知之	まちづくり統括技監	松倉昌明
総務部長	安川誠	企画部長	米井英規
市民生活部長	巽重人	都市整備部長	土谷宏巖
都市整備部理事	木村喜哉	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	水原正義	保健福祉部理事	岡幸子
教育部長	吉村孝博	教育委員会理事	和田正彦
上下水道部理事	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	吉留瞳		

6. 会議録署名議員 1番 山本英樹 15番 白石栄一

7. 議事日程

日程第1 議第55号 市道の認定について

日程第2 議第56号 葛城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する

- る条例を制定することについて
- 日程第3 議第57号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第58号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第59号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第60号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第61号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第69号 工事委託基本協定の変更基本協定の締結について（和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事委託）
- 日程第9 議第62号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第63号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第64号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第65号 葛城市特定疾患患者給付金支給条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第66号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第67号 葛城市クリーンセンター設置条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第71号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第16 議第72号 平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第17 議第73号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 議第74号 平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第19 議第75号 平成28年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第20 議第70号 平成28年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第21 発議第6号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
- 日程第22 発議第7号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書
- 日程第23 発議第8号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求

める意見書

日程第24 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

西井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回葛城市議会定例会第5日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前11時20分

西井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先に申し上げます。議事の都合で正午を回ると思いますが、皆さん方、ご理解のほどよろしく願いいたします。

初めに、本定例会中に開催されました常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長よりご報告願います。

初めに、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 それでは、議長のお許しをいただきましたので、ご報告をいたします。

去る12月12日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託をされました9議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、15日午前9時30分より、また本日、本会議休憩中、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について審査の概要をご報告させていただきます。

まず初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。

理事者から事業の進捗状況について報告があり、ハード面では、11月3日のグランドオープンを迎えるに当たり、10月末までに必要な施設整備を完了したところである。また、工事費の全体額については、前回までの委員会において26億9,300万円と報告をさせていただいていたが、現時点での全体額は工事費の増額等により27億8,400万円であるという説明がありました。

また、ソフト面では、地域情報棟にある農産物直売所やカフェ等の飲食関係の11月の売り上げは約1億1,300万円であり、買い上げ客数については5万9,937人であった。道の駅かつらぎからも提出された収支計画では年間8億1,100万円、一月当たり約6,800万円の売り上げ計画が掲げられている中で、計画値よりも3,300万円の増となったという説明がありました。

委員から、工事の発注に当たって、監理業務や道路詳細設計の業務委託について随意契約となっているものがあるが、その理由はという問いに対し、地域振興棟新築工事の監理業務委託については、建築工事設計の受注業者と契約することで設計内容の引き継ぎ漏れなどのミスを防ぐことができ、また、設計内容を熟知していることから経済的にも安価で合理的に業務を行うことができるという観点から随意契約を行った。葛城インターのオンランプに係る詳細設計業務委託については、道の駅全体計画に係る設計業務を受注した業者が設計条件を把握していることから、先ほどと同様の理由でその業者と随意契約を行った。しかし、監

理業務については適正な工事等を実施しているかどうかを監理するものであるので、今後については市政検討委員会の中で契約のあり方も含めて検討をしてみたいという答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者からは、事業の進捗状況として、前回の委員会以降、進捗はないが、取得をした事業用地に残っている2件の建物を年度内に取り壊す予定であり、その取り壊しが完了すれば尺土駅から東側部分の工事に取りかけられる状態となる。未契約となっている3名の地権者に対し引き続き交渉を行い、早期に事業進捗が図れるよう努力をしていきたいという説明がありました。

続いて、行財政改革に関する事項でございます。

理事者からは、現在のところ報告すべき事項がないということでございました。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者からは、現在の状況として、道の駅かつらぎのオープンに伴い公共バスの乗り入れに係る改変などを実施した結果、オープン当初は周辺道路の渋滞により便の遅延などが発生したが、現在は順調に運行しているという説明とともに、2月15日の再編以降の公共バスの利用状況や道の駅かつらぎに新設をしたバス停の利用者数についても説明がありました。また今後の利用促進については、利用率の低い土曜日、日曜日の観光利用やバスの乗車方法がわからない方への広報・周知等を促していくとともに、11月3日の改変以降の利用状況を確認しながら、市民の皆様の意見を集約し効率的な運用について検討をしてみたいという説明がありました。

なお、これら4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることになりました。

この件については以上でございますが、各委員から活発な質疑がなされ、多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上でございます。

西井議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 それでは、議長のお許しを得ましたので、報告させていただきます。

去る12月12日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました12議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、16日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります新クリーンセンター建設に係る諸事業について、審査の概要を次のとおりご報告させていただきます。

理事者からは、事業の進捗状況等について報告があり、建設工事については、工場棟、計量棟の建築工事や機械工事は完成しており、負荷運転に向け単体機器の調整を行っている。建築工事は管理棟を中心に内装工事を進めており、今後は正月明けに建築確認検査を受け試運転を開始し最終検査を行うとともに、並行して外構工事を来年4月の稼働開始に向け進める予定である。なお、全体の工場進捗率は93%である。進入道路の用地買収については、地

権者から起工承諾を得て道路整備工事を行っており、4月稼働までに完了する予定であるという報告がありました。

この報告を受け、委員からは、未買収で残っていた進入道路の用地買収は完了したのかという問いがあり、工事の起工承諾を得ているため早急に契約を進めていきたいという報告がありました。

なお、本調査事項については、委員会としては今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西井議長 本定例会中に開催されました常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第55号から日程第8、議第69号まで、以上8議案を一括議題といたします。

本8議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 ただいま上程をされております議第55号、議第56号、議第57号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号及び議第69号の議案につきまして、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第55号の市道の認定についてであります。

質疑では、道路認定に至る経過について伺いたい、このような問いに対し、国鉄・坊城線のJR架道橋工事を再開し事業を進めていくことに当たって、路線を確定するために認定を行うものである。現時点で道路の西側については擁壁工事が完了しており、道路東側のイムラ封筒工場前については側溝工事が完了している。道路東側の残り部分については未改修となっている。事業開始の際に速やかに道路認定を行うべきであったが、その認定がおくれたことについては、今後このようなことがないよう手続を進めてまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第56号、葛城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについてであります。

質疑では、農業委員会法の改正に伴う委員定数の引き下げや選出方法などが見直されていることによって農業委員の業務負担が大きくなるのではという問いに対し、葛城市では委員定数が現行の26名から改正後は14名となるが、新たに農地利用最適化推進委員が設置され、従来の農業委員の業務のうち農地利用の集積等の業務については推進委員が担っていただくことになる。また、市内の各大字の支部長にも推進委員の現場業務等の補助をお願いし、農業委員と推進委員、支部長が協力体制をもって地域の農業を守っていただきたいと考えているという答弁がありました。

さらに委員からは、委員が特定の地区に偏らないよう選出に当たって地区割はどのようにするのかという問いに対し、委員の選出は公募が前提となっているが、各地区の中でも協議をさせていただいて、偏りが生じないように考えてまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第57号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第58号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第59号、葛城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の条例改正に当たり葛城市特別職報酬等審議会に諮問をする必要がないのかという問いに対し、本則そのものを改正するものではなく、本則の給与額を前提としつつ附則で現市長の任期中のみ時限的に変更するものであるため、今回の改正に当たっては審議会に諮問をする必要はないと捉えているという答弁がありました。

さらに委員からは、平成17年から開催をされていない葛城市特別職報酬等審議会を開催し、本則の特別職給与額の見直しについて諮問してはどうかという問いがあり、今回の条例改正とは別に本則に規定する特別職の給与額等については、平成29年度に審議会を開催し諮問する機会を設けたいと考えているという答弁がありました。

また、市長の給与額を任期満了までの期間において半額にさせるということであるが、市長と政治信条をともしする副市長の選任の給与についても一定額を減額すべきものではないのかという問いに対し、副市長が選任をされていない中で、現時点で候補者も決まっていないので、ただいまのご意見を参考にしながら本人の意思を確認して選任に当たって調整してまいりたい、このような答弁がありました。

賛成の討論があり、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第60号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第61号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第69号、工事委託基本協定の変更基本協定の締結について（和歌山線高田・大和

新庄間柿本架道橋改築工事委託) であります。

質疑では、工事費が約2億円増額となっている理由はという問いに対し、耐震設計の見直しに伴い、ボックス構造がコンクリート造になるため、必要な鉄筋量が増加したことによる材料費の増額や、近年の社会情勢により土木作業員の人件費の単価が上昇していることなどによる増額、また、工事の際にJRの運行を確保するため架設げたを設置するに当たって、アンカーを打つ際の地盤を固めるための薬液注入の量が増えたことによる地盤改良工事の費用増額などが要因となっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

このほか、各委員から活発な質疑が交わされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会からの審査の概要並びに結果報告とさせていただきます。

以上でございます。

西井議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第55号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第55号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第56号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第56号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第57号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第58号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、山本君。

山本議員 議第58号議案、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論をいたします。

本議案は、本市特別職職員の期末手当の引き上げに関する議案でございます。現在、日本では少子高齢化社会を迎え、財政状況の厳しい中、徹底した行財政改革が求められています。こうした中、さまざまな行政課題を解消し、市民生活を向上するためにも議員みずからが身を律していく必要があると考えております。現時点におきまして、議員の期末手当を引き上げるにはふさわしい状況ではございません。限られた市政の財政状況の中で市民の信頼に応えていくという観点からも、市民からの理解は到底得ることはできません。また、私の所属する日本維新の会では、身を切る改革として議会改革を掲げ実行してまいりました。日本維新の会の党员という立場からいたしましても、この特別職員の期末手当引き上げには同意することはできません。

以上の理由から、議第58号議案に反対をいたします。

西井議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第58号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井議長 起立多数であります。よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第59号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、山本君。

山本議員 議第59号議案、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場から討論をいたします。

本議案は、平成29年1月1日から平成32年10月30日までの期間、市長の給与月額及び退職手当の算定における給与月額を半減するという議案であります。これは、選挙時の公約とし

て市長が掲げられたことであり、葛城市の自治体規模及び財政状況の判断のもと、まずは市長みずからが給料を半分にするという市長の思いからであります。日本維新の会の党员である私の理念からいたしましても、賛成すべきであります。しかしながら、今後、市長が任命される副市長につきましては改定がなされておりません。多くの市民は、市長が給料を半減するのであれば、副市長の給料も半減することを期待していることであらうでしょう。奈良県内12市の中でも市長の給料が減額されているときは、同様に副市長の給料も減額されております。

以上をもちまして、市長が任命される副市長におきましても、市長と同じ思いを持って葛城市の行財政改革に取り組んでいただきたいと強く思います。市民から信頼を得るためにもこれをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

増田議員 ただいま上程されております議第59号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、賛成討論させていただきます。

まず、市長はかねてから市の財政規模に見合ったという事業の見直しをするということで、検証という言葉が非常に多く運用されております。また、補正予算の中にも織り込まれておりますように、市政検討委員会、こういったもので財政の中身を検証する、こういうことを今後進められるということでございます。今回のこの縮小、市長の給与の月額を半額にするというご提案につきましては、広げ過ぎた事業は縮小するに当たって、みずからの姿勢として痛みを受けると、こういう新聞での取材に答えられております。一方の新聞でも、今後の事業見直しで、市民が痛みを感じる場面もあると思う。まずはみずからの身を切って理解を求めたい、こういうご答弁もされております。私は、この財政規模等々の状況を検証されるという行為、その結果に基づいて市長の給与をご検討いただくというその時期において、この提案をされてもいいのではないかなというふうに感じております。

また、先ほどございましたように、副市長の就任、その時期を待ってもタイミングとしてはその時期でもいいのではないかなと、こういう思いもいたしておるところでございます。ただ、みずからがまず身を切って事業の見直しをするんだ、こういう前向きな意見については高く評価をさせていただいて、見直し時期の若干の検討も本来はいただきたいかったということをお話して、賛成の立場での討論とさせていただきます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

9番、藤井本君。

藤井本議員 賛成の立場から討論をいたします。

葛城市選挙管理委員会から出されてます選挙公報の中で、選挙当時は阿古候補、現在、阿古市長は、日本一より市民第一というのを掲げて、その中の1つとして、市長報酬は半額にし、市長みずからが身を切る改革を実行します。こういうことをうたわれたわけでございます。そして、市民に、全戸に配布されたわけでございます。今回、こうして議案として上げてこられた。これは当然のことであって、もし上げてこられなければ逆にそのことについて

問わなければならない。私はそのように考えておるわけでございます。しかしながら、葛城市は平成16年に発足いたしました誕生いたしました、市長がこういう本則を変えずにみずから身を切る改革ということで減額をされるというのは初めてでございます。その分、議会の中でも慎重に話し合われた。これは、議会として本当に機能したことであろうということでは私は評価をしているところでございます。副市長に今度なられる方、この方がどうなるのかという懸念のお話も出てまいりました。実務上、実務的には市長と副市長とこういうことが連動するわけではございませんけども、市長の答弁の中に、議会の中でご心配いただいている件、新しく任命される副市長には十分に伝えたいという言葉が答弁としていただきました。私は、それが議会軽視という言葉もどこかで出てましたけども、議会で話されたことを次の副市長、どなたかわからない方ですけども、伝える、このことだけは市長にはかたくお願いをしておきたいというふうに思います。

以上、賛成討論といたします。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

7番、朝岡君。

朝岡議員 議第59号の葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することにつきましては、先ほど、私は総務建設常任委員会の委員長という立場で採決の内容をお伝えいたしました。全会一致で採決をしている意思を尊重して、賛成の立場でございます。

市長は、今回の選挙戦で自治体規模に応じた給与を縮減する。そしてまた、公約でみずから身を切る行財政改革の先頭に立つという思いで給与の半減を公約に掲げ、その半減をこの附則で提案され、全会一致で委員会が承認をしたということでございます。やはりその件については、議会の判断とともに私も大きな評価をさせていただくところでございます。ただ、やはりこの審査の中で多くの委員からご質疑がありました。平成17年以来開催をしていなかった報酬審議会、当然、この議案とは次元が違うかもわかりませんが、やはり給与という面では、私どもの市議会議員の給与も含めて、ぜひ早急に一度厳正な人選のもとで行財政改革を含めた上の、今、自治体規模に応じたということでございますので、ぜひ、報酬等審議会のご開催を願うところでございます。

また、各委員からもご指摘がありました、今後、副市長の任命に当たりましては、当然、給与に応じたフルスペックな行政運営に熟した方をご選任いただきたい。このように思うところでございますが、現在、市長の方から身を切る改革をするということで給与の半減ということをご提案されている中でございますので、各委員から申し出がございましたように、その辺を十分ご相談の上ご判断をいただいて、ぜひ早いうちに葛城市のために適した副市長を選任していただきたい。このような思いを強く求めまして、賛成の討論とさせていただきます。

以上でございます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

6番、岡本君。

岡本議員 今、議第59号で上程になっております葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてであるわけですが、この中の第1条第5項に記載されております市長の給与を任期中のみ2分の1に半減するという内容であるわけですが、市長の考え方では、現状の財政状況等を勘案した場合に、まずは何をすべきかということだと思います。まずは市役所内部から改革をするという意味も大きく反映するのではないかなというふうに思っておるわけですが、そのためにもみずから自分の身を切るということが大事であるという考え方であったというふうに思います。

また、委員会等でも報酬審議会の開催等にも意見が出ました。報酬審議会のことにつきましては、本則を変えるということであれば必要かもわかりませんが、今、本則を変えるんじゃないということです。審議会を開催する必要はないと私は考えるわけですが、先ほどうちの総務建設常任委員長の方から話がありましたように、報酬審議会は平成17年以降開かれていないということも聞かせていただきました。報酬審議会というのは、やはり職員の人事院勧告、あるいは経済動向を見ながら2年程度ぐらいで開催すべきではないかなというふうにも考えます。今後、報酬審議会が2年程度で開催されることを望みまして、私の賛成討論としたいと思います。

西井議長 ほかに討論はございませんか。

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第60号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第60号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第61号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第61号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。
日程第8、議第69号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第69号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第9、議第62号から日程第19、議第75号の11議案を一括議題といたします。
本11議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。
3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 それでは、ただいま上程されております議第62号、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号、議第67号、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号及び議第75号の議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第62号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。
若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第63号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、市町村が指定する地域密着型通所介護の人員、設備及び運営に関する基準に該当する18名以下の事業所というのは、市内にはどのような施設があるのかという問いに対し、地域密着型通所介護事業所は市内に8カ所があり、葛城市社会福祉法人社会福祉協議会、デイサービスセンターケアステーションこころ、デイサービス和の里、葛城の郷クラブ、デイサービスゆう、デイサービスセンター笛吹、デイサービスベルライフかつらぎ、デイサービスグリーンであるという答弁がありました。

また、市町村が事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるということにより、従前の基準と比べどのような変化があるのかという問いに対し、今までは県が指定管理をしていたが、県から市に権限移譲されることに伴い、市が指定管理するものであり、従来の基準とは変わらないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第64号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第65号、葛城市特定疾患患者給付金支給条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、難病の医療費助成制度及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病が拡大されたことにより、給付金を支給された人数はという問いに対し、この法律により適用されるのは平成27年度からとなるので、平成26年度が223名に対し平成27年度は232名であるため、9名の方が拡大した疾患、罹患の対象者となったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第66号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、一般家庭から持ち込みする場合のごみの手数料を有料化することについて、どのような考えのもとに改正するのか。また、他市の徴収状況はどうかという問いに対し、今回の持ち込みごみの有料化については、一時的に大量のごみを持ち込みされることに歯どめをかけること。また、現在、葛城市は無料であるため他市から持ち込まれるケースもあることから、ごみの流入を防ぐために手数料徴収を規定した。他市の状況については、県下6市町村は、100キログラムを超える分については60円から160円の間で料金を徴収しており、5市町村については、搬入のごみ全てにおいて10キロ単位で料金を徴収しているという答弁がありました。

また、し尿処理に係る手数料に変更はあるのかという問いに対し、平成29年4月から新炉開設運営開始に伴い、し尿の直営収集を廃止し民間事業者へ委託をするということになる。これに伴い、くみ取り収集、臨時くみ取り、仮設トイレ等のくみ取り料金については変更はないが、浄化槽の清掃手数料については、浄化槽を所有している全ての家庭において民間事業者の定める手数料となるため負担がふえるという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第67号、葛城市クリーンセンター設置条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第72号、平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決につい

てであります。

質疑では、管清掃業務委託料50万円の内容、また工事請負費500万円の事業内容と工事内容について伺いたいという問いに対し、管清掃業務委託料については、笹堂地区において管路の清掃が必要となり補正をお願いするものである。また、工事請負費については、勝根地区と新村地区の2カ所のマンホールポンプを新規に取りかえるものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第74号、平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第75号、平成28年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上であります。このほかにも各委員からも活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

西井議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第9、議第62号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第62号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第63号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第63号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。
日程第11、議第64号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第64号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決されました。
日程第12、議第65号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第65号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決されました。
日程第13、議第66号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。
15番、白石君。

白石議員 議第66号の葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由の第一は、第17条の一般廃棄物の処理手数料第1項第2号の浄化槽の清掃手数料別表による金額を削除することにあります。本改正は、葛城市の直営によって実施されていた新庄地域における浄化槽の汚泥の収集運搬等の事業を新クリーンセンターの竣工、供用開始を契機に、當麻地域と同様に民間事業者へ業務委託するためにこれまで新庄地域に適用されていた浄化槽の処理手数料を削除し、民間事業者が徴収する手数料に移行することにあります。このことによって、一番少ない1.3立方メートル未満の場合で、1回1万円であった手数料が1万6,000円程度になります。新庄地域の約870世帯の方々が6,000円以上の値上がりになるのであり、賛同できないものであります。民間事業者との新たな契約において、下水道の整備に伴う一般廃棄物の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法が適用されない契約であることが表明されましたが、これは当然のことです。當麻地域における合特法に基づく契約は早急に解消すべきであることをつけ加えておきたいと思っております。

反対の第二の理由は、本項に追加された第4号の市民みずから市の処理施設に搬入する一

般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物、搬入者から1回の搬入量が100キログラムを超える部分10キログラムにつき、100円の手数料を徴収することです。地方自治法第227条は、地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」と規定していますが、家庭ごみを処理する清掃事業は、ここに言う特定の者のためにするもの、つまり一私人の要求、住民の要求に基づいて行われる事業ではありません。住民全体の利益のために行われる業務であります。家庭ごみの処理は、廃棄物処理法に基づく市町村の事務、責務であることは異論のないところであり、本手数料の徴収は税の二重取りであり、地方自治法に抵触すると考えます。

また、他市からのごみの流入を抑制するため、他市の全てが有料化しているとの理由についても納得できないものであります。まずやるべきことは、受け入れ時点においてしっかりと市民であるかどうか、あるいは中身をしっかりとチェックすべきであります。そして、それこそ無料の収集を他市にない住みやすいまち葛城市としてアピールすることができるものであり、誇りとも考えるべきであります。ごみの減量化やリサイクルの取り組みは、有料化による抑制ではなく、平成28年3月に策定された一般廃棄物処理基本計画の基本理念に6Rの取り組みを市民、事業者、行政が一体となって推進するとともに、地球温暖化対策や環境に配慮した処理システムを整備することにより、循環型社会を構築していくことと書かれているように、市民、事業者の自主的、自覚的な取り組みに依拠した施策の推進が何よりも大切であると考えます。

以上、討論を終わります。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

2番、内野君。

内野議員 議第66号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することに、賛成の立場で討論をさせていただきます。

葛城市が合併をして既に12年がたちますが、し尿の収集体制については、新庄地区と當麻地区では現在も収集体制が異なっておりますが、いよいよ新クリーンセンターが平成29年4月に稼働する運びとなりました。今後においては、新クリーンセンターの人員の配置を勘案しながら、し尿収集部門を直営から委託にして業務を一元化することにより、浄化槽の清掃手数料については市民に負担を求めることとなりますが、長期的な展望に立って体制を整える、この辺を理解していくことが必要と考えます。

また、一般家庭からの持ち込みごみについては、1回当たり100キロを超える部分が有料化になりますが、今の時代、何もかも無料にすることはできない現状を理解し、ごみを減らすという意識をしっかりと啓発をしてごみの減量化を定着させ、他市からの流入を防ぐ方法についても更に検討することもお願いし、この条例改正に賛成をさせていただきます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第66号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井議長 起立多数であります。よって、議第66号は原案のとおり可決されました。
日程第14、議第67号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第67号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決されました。
日程第15、議第71号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第71号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決されました。
日程第16、議第72号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第72号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決されました。
日程第17、議第73号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第73号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決されました。
日程第18、議第74号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第74号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決されました。
日程第19、議第75号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第75号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第20、議第70号議案を議題といたします。
本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めま
す。
まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。
7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 ただいま上程をされております議第70号、平成28年度葛城市一般会計補正
予算(第5号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分につきまして審査の概
要及び結果をご報告いたします。

質疑では、市政検討委員会委員報償費27万円が計上されているが、この検討委員会は何を
目的に何を検討するのか説明をいただきたいという問いに対し、この検討委員会の目的は、
市役所外部の視点から事務事業の成果を分析し、検証し、問題点を提起していただき、今後
の市政運営の指標として参考とさせていただくものである。また、葛城市市政検討委員会を
設置するに当たって設置要綱を作成し、委員には学識経験者として弁護士、公認会計士等2
名、市以外の行政機関職員また市職員等計7名以内の委員で構成し、会議は月3回、平成29
年3月末までの3カ月間を予定しており、それらの経費として学識経験者2名の報償費27万
円を計上したという答弁がありました。

次に、歳入において活力あふれる市町村応援補助金が減額をされている理由について説明願いたいという問いに対し、平成28年度活力あふれる市町村応援補助金については、道の駅ふたかみパーク当麻の家のトイレ改修事業と、こども・若者サポートセンター改修事業の2件を県に補助金申請をしたが、県と再三の協議をした結果、葛城市としては1件のみ採択され、当麻の家トイレ改修事業は不採択となり、1,200万円の減額になりましたという答弁がありました。

また委員からは、その後、当麻の家のトイレ改修事業はどのような財源により実施をしたのかという問いがあり、トイレ内においや水漏れなど改修事業は緊急を要していたため、当時の市長、副市長との協議の上、市単独事業で執行をすることになったという答弁がありました。

特別職給与減額補正等に関する賛成の討論はありましたが、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されたことを申し添えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

以上でございます。

西井議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第70号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、民生費の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の内容及び対象施設はという問いに対し、平成28年度厚生労働省補正第二次予算において既存高齢者施設等の防犯対策強化事業として防犯カメラの設置等に必要な安全対策に要する費用について補助を行うもので、補助基準額は1施設当たり180万円を限度とし、国が2分の1、事業所が2分の1を負担する事業である。本市における申請状況は、特別養護老人ホーム当麻園が244万円、特別養護老人ホーム新庄園は140万4,000円、短期入所生活介護施設「和の里」は100万4,000円、以上3件の補助申請がされており、これに対する補助額210万4,000円を今回の補正予算で要求させていただいたという答弁がありました。

次に、保育所費の工事請負費422万2,000円の内容はという問いに対し、来年度の保育所の入所児童の募集をしたところ、特に0歳、1歳、2歳児の入所希望が多く、受け入れが困難な状態になっている。現在の公立保育所の入所児童数は、磐城第二保育所は200人定員につき215人で、これ以上の受け入れが難しいが、磐城第一保育所と当麻第一保育所は定員を満たすまで20名程度の余裕がある。このため、この2つの保育所で受け入れが可能であるかを検討した結果、これらの保育所が建設された当時は、当時は3歳児、4歳児、5歳児を受け入れるための施設として建設されているため、今以上の0歳、1歳、2歳児を受け入れるためには来年4月までに保育基準を満たすための改修工事が必要となり、今回の補正予算で対

応したいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全会一致で原案のとおり可決するものと決定しました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会からの報告といたします。

西井議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第70号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、発議第6号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 ただいま上程を賜りました発議第6号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割はますます重要となっております。このような状況下の中、地方議会議員はこれまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意思を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議会活動を行っており、近年においては都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方で、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに、無投票当選者の割合が高くなるほど住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっております。よって、国民の幅広い層から政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう、強く要望をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

説明は以上でございますが、議員各位皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

西井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、発議第7号、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 ただいま上程を賜りました発議第7号、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

東日本大震災、熊本地震を初め、土砂災害、大水害等、各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいます。本年においても4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われました。また、10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生しています。迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策には喫緊の課題があります。よって、政府においては地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、次の各事項について取り組むことを強く求めます。

1つ、被災者支援システムの全自治体への完備、普及や学校区単位での自主防災コミュニティの組織化や訓練実施等の地域防災力の向上を図ること。

2つ、大規模水害から住民の命と暮らしを守るため、自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令の

ための体制構築を図ること。

3つ、災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等家族の安否や緊急連絡を得られるようにするため、公共無線LANの設置や災害時におけるトイレの機能の確保のため、マンホールトイレの整備を促進すること。

次に、4つ、子どもや女性、高齢者や障がい者が避難所生活でつらい思いをすることがないように、避難所の環境整備や防犯体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

説明は以上でございます。議員各位の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

西井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましても、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、発議第8号、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 ただいま上程を賜りました発議第8号、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

政府は日本が世界に誇る社会保障の充実、安定化、そのための安定財源の確保及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めてまいりました。しかしながら今

般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消費税率の10%への引き上げが平成31年10月までに再延期をされることになりました。

他方では、2012年に約1,500万人だった75歳以上の高齢者数は、2015年には約1,700万人、そして2025年には約2,200万人と推計されており、このような急激に進行する高齢化への対策は確実に進める必要があります。日本では本格的な人口減少時代に突入し、2015年の人口減少幅が約27万人と過去最大となりました。まさに高齢化対策も少子化対策も待ったなしであります。今こそ地域資源や地域の特色に着目した農林水産業の六次産業化や魅力ある観光資源の開発、産・学・金・官の連携による地域産業の創造と地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちづくりなど将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進するべきときであると考えます。そこで、政府においては、全ての国民が等しく住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め、次の事項について要望をさせていただきます。

1つ、消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実施策の実施に支障が生じることがないように、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。

2つ、人材確保が喫緊の課題になっている保育士、介護職員などの処遇改善など1億総活躍プラン関連施策の実施についても、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。

3つ、人口減少社会への対応という長中期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域の事情に応じて自主的、主体的を發揮して地方創生を推進することができるよう1兆円のまち・ひと・しごと創生事業費を中期的に継続すること。そして、地方創生推進交付金については、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。

4つ、地方自治体が提供する社会保障の充実施策を初め、福祉、学校教育、消防、道路や河川等社会基盤整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施するため地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税の総額については確実に確保をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出させていただきます。

説明は以上でございます。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

西井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましても、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第8号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

去る12月9日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これもちまして本定例会が閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、新市長のもと、平成28年度葛城市政の執行並びに平成29年度の予算編成に当たられますよう要望し、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月9日に開会されました平成28年第4回葛城市議会定例会でございまして、本日もちまして全日程を終え、閉会の運びとなりました。本定例会において提案させていただきました議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、心より感謝を申し上げる次第でござい

す。本定例会は市長就任後初めての定例会でございましたが、議員の皆様方より本会期中にいただきましたご意見を真摯に受けとめますとともに、葛城市の改革に取り組んでまいる所存でございます。議員各位におかれましては、なお一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところあとわずかとなりました。皆様におかれましては、寒い季節、お体には十分ご留意をいただき、新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりまして私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

西井議長 以上で平成28年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後0時48分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 井 覚

議 会 副 議 長 増 田 順 弘

議 会 前 議 長 赤 井 佐 太 郎

議 会 前 副 議 長 西 井 覚

署 名 議 員 山 本 英 樹

署 名 議 員 白 石 栄 一